The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

| | |
|---|---|
| Title | 再帰用法の「自分」と述語の意味制約 |
| Author(s) | 小薬, 哲哉 |
| Citation | 言語文化共同研究プロジェクト. 2017, 2016, p. 1-10 |
| Version Type | VoR |
| URL | https://doi.org/10.18910/62023 |
| rights | |
| Note | |

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

# 再帰用法の「自分」と述語の意味制約

小薬　哲哉

## 1. 序

日本語の再帰代名詞「自分」は、英語の self 形と異なる振舞いを示すことで知られ、現在に至るまで活発な議論がなされている。本稿では、その「自分」に課される述語の制約について考察する。先行研究では、日本語の「自分」は心理動詞の目的語としては生起できるが、物理的接触を表す動詞の場合には、生起しにくいとされている。

(1) a.　太郎 $_i$ が自分 $_i$ を{責めた/批判した/褒めた}。
　　b. ??　太郎 $_i$ が自分 $_i$ を{殴った/叩いた/蹴った}。

しかし、実際には、物理的・心理的という対立だけでは説明できない事例が存在する。

本稿では、再帰用法の「自分」が示す述語の意味制約について、これまでの先行研究を概観し、意味論的観点から新たな提案を行う。特に、(1)のような直接目的語の例以外に、これまであまり考察されてこなかった「自分」が間接目的語となる事例も考察の対象とし、共起可能な述語の意味的特性について一般化を試みる。

## 2. 「自分」の三用法–再帰・視点・話者指示

「自分」と共起する述語の意味制約を考察する前に、まず「自分」の多様な用法について整理しておきたい。本稿で扱う再帰(reflexive)用法以外に、視点または共感度(viewpoint/empathic)用法、および話者指示(logophoric)用法があることが指摘されている(Hirose2002, 2014, Oshima2004, Kishida 2011; cf. 久野 1978)。

(2) a.　太郎 $_i$ は自分 $_i$ を批判した。
　　b.　太郎 $_i$ は自分 $_i$ が友達から借りた本をなくした。
　　c.　太郎 $_i$ は自分 $_i$ は天才だと{言っている/思っている}。

(2a)の再帰用法では、「自分」が被動作主として直接目的語となることで、動作主である太郎の行為が太郎自身に及ぶことを意味する。一方、(2b)の視点用法では、先行詞の視点から状況が記述されることを示す。すなわち、太郎自身の視点から描写された状況を表している。さらに、(2c)の話者指示用法の「自分」は、発話・思考・意識を表す動詞の補文内に現れ、その発話・思考・意識の発話者、経験者を指す(久野 1978)。

これら三つの用法は、表 1 にあるように、いくつかの点で異なる振舞いを示すことが知られる。以下、それぞれの振舞いの特徴を概観する。

| | 再帰用法 | 視点用法 | 話者指示用法 |
|---|---|---|---|
| 統語的環境 | 述語の項 | 連体修飾節内・従属節内 | 発話・思考・意識動詞補文内 |
| 先行詞の主語指向性 | Yes | No | No |
| 人称代名詞との置き換え | No | Yes | No |
| 「僕」との共起 | Yes | No | Yes |

表 1　「自分」の三用法の区別

まず、「自分」が生起する統語的環境が異なる。(2a)の再帰用法では、先行詞と同一の述語の項

(co-argument)となる。一方、(2b)の視点用法では、所有格や連体修飾節内要素のような名詞修飾要素(の一部)、あるいは副詞節などの従属節内の要素として生起する(Hirose 2002, Oshima 2004)。そして、(2c)の話者指示用法は、上述の通り、発話・思考・意識を表す述語の補文内に現れる。

また、先行詞の主語指向性においても異なる振舞いを示す。再帰用法は先行詞が同節内の主語でなければならないが、視点用法と話者指示用法は主語でなくてもよい。

(3) a. * 自分$_i$が、太郎$_i$を批判した。
b. ナオミは、太郎$_i$に自分$_i$の役割を話してある。 (Iida1996:183)
c. 花子は、太郎$_i$から自分$_i$が勝ったことを聞いた。 (Kameyama1984:230)

再帰・視点・話者指示用法の三分類を支持するさらなる証拠として、人称代名詞との置き換えがある(Hirose 2002, 2014)。(4)のように、再帰用法と話者指示用法の「自分」は人称代名詞「彼」と置き換えることができないが、視点用法のみそれが可能である。

(4) a. 太郎$_i$は、{自分$_i$/*彼$_i$}を褒めた。
b. 太郎$_i$は、{自分$_i$/彼$_i$}が稼いだ金の一部を寄付した。
c. 太郎$_i$は、{自分$_i$/*彼$_i$}が天才だと思っている。

ある状況を表す場合、当事者側の視点から描くこともできるし、状況を客観的に観察する話者の視点から描くこともできる。「自分」の生起する文は、事態の当事者側、すなわち先行詞の視点から見た状況を描写するものである。「自分」が生起する文が当事者側からの視点を表すからこそ、それを「彼」のような人称代名詞を用いることで話者の視点からも描くことができる。

視点用法と再帰・話者指示用法のこうした違いは、話者を指す一人称代名詞「僕」との共起可能性の違いにも現れる。視点用法のみ、「僕」と共起することができない(久野 1978, Oshima2004)。

(5) a. 太郎$_i$は、プロジェクトの失敗で、自分$_i$と僕を批判した。
b. * 太郎$_i$は、僕が自分$_i$に貸したお金をなくしてしまったらしい。 (久野 1978:213)
c. 太郎$_i$は、僕が自分$_i$をぶったことをまだ恨んでいる。 (久野 1978:212)

(5)で「僕」が生起できないのは、「自分」によって先行詞である「太郎」寄りの視点が要求され、「僕」によって喚起される話者寄りの視点と衝突してしまうからである。このような視点選択上の制約が生じるのも視点用法のみであり、他の二つの用法と区別する証拠となる。

以上、日本語の「自分」に見られる三つの異なる用法を確認した。本稿で問題とする述語の意味制約は、このうち再帰用法でしか生じない。従って、以下では再帰用法のみを考察対象とする。

(6) a. ?? 太郎$_i$は、自分$_i$を殴った。
b. 太郎$_i$は、次郎が自分$_i$を殴ったので、警察に連絡した。
c. 太郎$_i$は、次郎が自分$_i$を殴ったと思っている。

## 3. 先行研究

本節では、「自分」の述語制約についての先行研究の分析を概観する。

### 3.1. 動詞意味論的アプローチ—物理的・心理的行為

「自分」の述語制約に関する広く見られる見解に、再帰用法の「自分」は、述語が物理的行為を表す場合容認されず、心理的行為を表す場合のみ容認可能となる、という主張がある(例えばUeda1984, Aikawa1999)。例えば、次のような容認性の対比が存在する(以下 Ueda1984 より, Kitagawa1986:379-380 から引用; 容認性判断は Ueda1984 による)。

(7) a. ? 太郎$_i$が自分$_i$を殺した（こと） b. ? 太郎$_i$が自分$_i$を殴った（こと）

(8) a. 太郎$_i$が自分$_i$を責めた（こと） b. 太郎$_i$が自分$_i$を偽った（こと）

また、物理的行為を表す動詞でも、心理的行為として転用されると容認可能となる。例えば「我慢する、辛抱する」という意味なら、「太郎は自分を殺して事に当たった」のように容認される。このように、「自分」と生起可能なのは、心理的行為を表す動詞だと思われるかもしれない。

しかし、Kitagawa(1986:382)が指摘するように、物理的行為であっても容認可能な事例がある。

(9) a. 太郎$_i$がそのピストルで自分$_i$を撃った(こと)

b. 太郎$_i$がそのナイフで自分$_i$を刺した(こと)

c. 夢でも見ているのではないかと、太郎$_i$はちょっと自分$_i$をつねってみた

他にも同様の例が Web 検索や『現代日本語書き言葉均衡コーパス(BCCWJ)』でも見つかる。「心理的行為」という条件だけでは、「自分」の生起可能な動詞類をうまく取り出すことができない。

### 3.2. 語彙的含意アプローチ―再帰性に基づく述語分類

「自分」の述語制約に関して、別の観点から動詞の意味特性を分析した研究もある。Kishida(2011)は、述語を再帰性の含意に基づいて四つに分類した。それによると、動詞は、同じ述語の項同士で、(A)同一指示解釈が必ず含意される再帰動詞(Reflexive Verb)と、その反対に(B)非同一指示解釈が必ず含意される反再帰動詞(Anti-reflexive Verb)、また(C)同一指示と非同一指示の両方の解釈が可能な中立動詞(Neutral Verb)、そして、(D)文脈があれば同一指示解釈が可能な潜在的中立動詞(Hidden Neutral Verb)に分けられるという。Kishida(2011)の分類は、表 2 のようにまとめられる。

| 述語類 | Reflexive verb | Neutral verb | Hidden neutral verb | Anti-reflexive verb |
|---|---|---|---|---|
| 例 | 自殺する、自己批判する | 責める, ほめる, 紹介する | 蹴る | 殺す |
| 照応形 | 自- / 自己- | 自分 / 自分自身 | *自分 / 自分自身 | *自分/ *自分自身 |

表 2 Kishida(2011)による述語分類 (Kishida 2011:243, (332)に基づく)

「自殺する」などの動詞は、接辞「自-」の付加によって義務的に再帰的解釈が与えられ、従って再帰動詞と分類される。一方で、「殺す」は再帰的解釈が許されないので、反再帰動詞となる。また、(10)のように「自分」は容認されないが「自分自身」や「自分で自分を」であれば容認可能となるという事実がある(McCawley1972, Kishida2011, Hirose2014 など)。

(10) a. 太郎は、自分自身を{殴った/叩いた/蹴った}。

b. 次郎は、自分で自分を{殴った/叩いた/蹴った}。

このような動詞を、Kishida(2011)は、潜在的中立動詞と分類している。

Kishida(2011)の分析で興味深い点は、述語の段階的な分類を行ったことである。つまり、項同士の同一指示関係が義務的に含意されるもの(従来「固有再帰(inherently reflexive)」と呼ばれるもの)から、随意的であるもの、想起されにくいもの、そして全く成立しないもの、のように再帰的解釈が含意される程度に従って述語を分類したのである。

しかし、この分析では、(i)中立的動詞と潜在的中立的動詞および反再帰動詞を分ける基準が明らかでないという問題がある。つまり、再帰代名詞の振舞いに基づいた分類であり、共起できる動詞の意味的な条件を明らかにするものではない。また、(ii)潜在的中立動詞との共起に関して、

なぜ再帰代名詞間で差が出るのか、すなわち(10)のように「自分自身」「自分で自分を」になるとなぜ「蹴る」などの動詞の目的語として容認されるのかが説明されない。

### 3.3. 名詞意味論的アプローチ—「自分」の指示対象

「自分」の述語制約に関する別のアプローチからの分析として、Hirose(2002, 2014)がある。Hirose(2002, 2014)では、Lakoff(1996)の提案する「主体と自己のメタファーモデル」に基づき、「自分」と「自分自身」および「自分で自分を」の意味からその振舞いを分析する。Lakoff は、人を意識の在り処としての「主体 (Subject)」とそれ以外の部分である「自己 (Self)」に分割した概念的モデルを提案する。この「自己」とは、意識主体から切り離された存在、つまり、身体、精神、社会的役割、記憶、過去の行動であり、主体を内包する容器のようなものと仮定される(図 1)。

一方、図 2 のように自己が主体から切り離され、他者と同列の客体的な存在として置かれることもある。このモデルにおける自己を、Hirose(2002, 2014)は「客体的自己(objective self)」と呼ぶ。

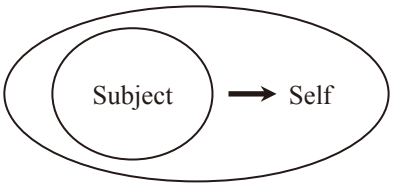


図 1　Subject-in-Self

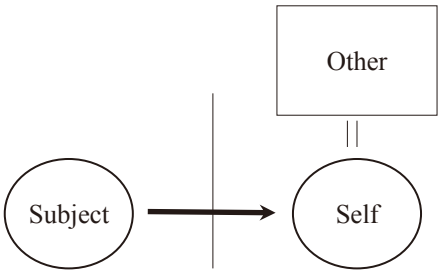


図 2　Subject-in-Self

また、Hirose(2002, 2014)の分析によれば、英語は図 1 と図 2 の両方の場合で再帰代名詞を使用することができるが、日本語の「自分」は後者の客体的自己を指す場合のみ使用できると分析する。つまり、英語 oneself と日本語「自分」は指示対象が異なり、前者のほうがより広範な実体を表せるのである。この違いを仮定することで、(11)の文法性の差が説明される。

(11) a.　Ken {hit/kicked} himself.

b. ??　Ken は自分を{殴った/叩いた/蹴った}。　(Hirose 2014:104)

つまり、(11)のように自らへの物理的行為を行う状況では、普通、主体である意識が自己である身体の中に置かれたものと見なされる。従って、図 1 の Subject-in-Self モデルに合致する状況である。これにより、英語の再帰代名詞は容認可能であるにも関わらず、日本語の「自分」は容認されないという差異が生じることになる。

これに対して、知覚や記憶、創造、認識などの知能が関与する領域では、自己は客体化され、主体はあたかも他者の如く自らを観察することになる。例えば、「自分を責める」場合、自らのイメージや記憶、過去の行動や価値観、毎日の振舞いに対して批判を行うものである。この時、責めを負う対象は、主体から切り離された外的な存在としての自己、すなわち客体的自己となる。このため、(1a)や(8)のように、再帰代名詞「自分」の生起が可能となる。

さらに、Hirose(2014)では、主体と自己の区別を踏まえ、「自分自身」「自分で自分を」に関する(10)の事実の説明を行う。まず「-自身」の機能の一つとして、「対比的焦点を標示し、修飾対象以外の候補を排除する(他者排除)」働きがあるとする。また別の機能として、「修飾対象の選択が話者の予想に反する(反予想性)」という語用論的含意をもたらす。例えば「アキオ自身が来た」は、話者がアキオ以外の誰かが来ると予想していたが、実際に来たのはアキオ本人だったと

いう含意をもたらす(Hirose 2014:108)。「自分で」も同様の機能があるとしている。

Hirose(2014)は、「自分自身」「自分で自分を」の他者排除・反予想性という機能を基に、さらに図 3 のような「他者ではなく自己 (Not-Other-but-Self)」というモデルを提案する。これは、動作主が話者の予想に反して、他者ではなく自己に働きかけるという状況を表示したものである。この時、図 2 の客体的自己の場合と同様自己が他者と同列に置かれるだけではなく、他者と対比された存在としての「対比された自己(Contrasted Self)」となる(ibid.:108-109)。

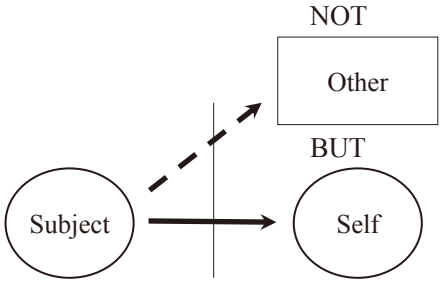


図 3　Not-other-but-self

この「対比された自己」分析によって、(10)で見た、物理的行為を表す「殴る」のような動詞と「自分自身」や「自分で自分を」が共起する事実が、次のように説明される。(11)のように物理的な接触を表す場合、動作主は他者に対して働きかけると想定される。しかし、「自分自身」「自分で自分を」がもつ「対比された自己」の意味機能によって、こうした想定に反して自己を客体化することになり、結果として(12)のように再帰的解釈が可能となる。

(12)　Ken は{自分自身を/自分で自分を} {殴った/叩いた/蹴った}。　(Hirose 2014:104)

Hirose(2014)では、「主体」と「自己」の二分化、「客体化された自己」「対比された自己」という概念によって、「自分」と共起する述語の意味制約、さらには「自分自身」や「自分で自分を」の特殊な振舞いについて、従来よりも明確で合理的な説明を行うことに成功している。

しかし、この考え方を深めていくと、次のことが疑問として生じる。(i) Kitagawa(1986)が指摘する物理的行為を表す動詞でも「自分」と共起可能なのはなぜか。また、(ii)「自分」が間接目的語として与格で標示する述語については、違いはあるのか。(i)(ii)の問いに答えるには、再帰代名詞の考察に加え、述語の詳細な意味分析が必要となる。

次節では、Kishida(2011)が目指した再帰的解釈の含意に基づく段階的な動詞分類、Hirose(2014)が明らかにした日本語再帰代名詞の意味機能を踏まえ、「自分」と共起可能な述語の意味について詳細な分析を行う。なお、紙幅の都合上、再帰代名詞「自分」に議論を限定する。

## 4. 再帰用法「自分」と述語の意味制約

本節では、日本語再帰代名詞と共起する述語の意味制約について分析を行う。まず、動詞の選択制限の役割に触れた上で、直接目的語として対格標示された「自分を」が生起する述語の意味について一般化を行う。次に、間接目的語として与格標示された「自分に」の事例を考察し、一般化の妥当性を検証する。

### 4.1. 「再帰」動詞と選択制限

再帰用法「自分」と共起する述語の意味制約について考察するにあたり、注意しなければならないことがある。「自分」の容認可能性が、再帰的解釈にかかる述語の意味的特性に起因するの

か、それとも項となる名詞句に対する述語の選択制限に起因するものなのかを見極めねばならない。ある動詞の項として「自分」が生起不可能な場合、その動詞が「人間」を表す名詞句を選択できないとすれば、それは述語制約よりもむしろ動詞の選択制限の問題ということになる。

Kemmer(1993)で指摘されるように、通言語的に再帰的事態を表しやすい一群の動詞類がある。その一つ、wash や shave などの「身繕い動詞 (grooming verb)」は、再帰代名詞と共起しやすい動詞として挙げられる。ところが、対応する日本語の動詞は、再帰代名詞と共起できない。

(13) a. Mary washed herself. b. John shaved himself.

(14) a. * 花子は自分を洗った。 b. * 太郎は自分を剃った。

(14)の非容認性は、「自分を」が生起する場合の制約ではない。むしろ、(15)のように、これらの動詞が人間名詞を直接目的語にとれないことによるものである。つまり、(16)のような動詞の選択制限違反と並行的な現象と考えるべきである。[1]

(15) a. * 花子は恵里を洗った。 b. * 太郎は次郎を剃った。

(16) a. 太郎は、{*自分/*次郎/岩}を砕いた。

b. 花子は、{*自分/ *歩美/ドア}を開けた。

従って、「自分」と共起可能な述語類を考察する前提として、当該述語が人間名詞を項として選択できるかを考慮に入れる必要がある。

以上を踏まえ、「自分を」と共起する述語の制約の前提として、(17)の規定を明記しておく。

(17) 人間名詞を項として選択できる動詞でなければならない。

### 4.2. 「自分を」と述語の意味制約–反受影性制約

次に、再帰用法「自分」と共起する述語の意味制約を考察する。Kemmer(1993)は再帰的な事象のタイプとして、二つの下位類を指摘した。一つは、出来事の始点から終点が同一の実体で、両者の間に直接的な働きかけの授受が成立する「直接再帰(direct reflexive)」、そして、始点からの働きかけが別の実体を経由して同一実体である終点へと帰着する「間接再帰(indirect reflexive)」である。日本語で前者のタイプに当たるのは、これまで議論してきた「自分」が直接目的語として生起する構文形式である。[2] 一方、後者のタイプは、「自分」が間接目的語として生起する構文形式に当たる (関連する議論として小薬(2016)も参照)。本稿では、二つの構文形式における述語の意味制約を順に考察していく。

まず「自分」が直接目的語として生起可能な述語について考察しよう。3.1 節で述べたように、「物理的か心理的か」という意味的対立では、「自分」の振舞いを説明できない。ここで、竹沢(1991)に興味深い指摘がある。竹沢(1991:67)は「「自分」は「影響動詞」の目的語の位置に立てない」と指摘する。つまり、動作主からの何らかの影響を受け、変化を被る参与者を「自分」が表す場合、容認されないと述べている。確かに、典型的な影響動詞である「殺す」は「自分」を直接目的語に取れない。また、(9)で見た物理的行為を表す動詞も、対象の状態変化およびその後の結果状態を必ずしも含意するものではない。以下に、Web 上で観察された類例を示す。

(18) a. 警察の調べによると、父は母を撃ったあとで<u>自分を撃った</u>ということだった。

---

[1]日本語の「再帰動詞」と呼べる動詞は、仁田(1982)が取り上げた、「着る」のような着脱動詞、そして「眉をひそめる」のような身体部位名詞を伴う動詞である(小薬(2017)も参照)。これらこそ、動作主の働きかけが動作主自身に及ぶ事態を義務的に表す再帰動詞である。しかし、これらの動詞は身体部位名詞を項として選択し、「自分」のような再帰代名詞は共起できない。

[2]日本語で直接再帰を表す表現として、他に「自殺する」のような接頭辞「自-」もある(Kishida2011; 本稿 3.2 節も参照)。

b.　[主婦 J は]次いでそのハサミで二百回以上自分を刺して、自殺を企てました。

c.　だから、人間はいつも自分をつねってみるのだ。

d.　気がつくと、[犬は]唸りながら自分を噛んでいます。

また、特定の結果状態を含意する補助動詞が生起すると、「自分自身」「自分で自分を」であっても容認性が下がる(cf. (10))。この点も「影響動詞と共起できない」という一般化を支持する。

(19) a.　*　太郎は、自分(自身)を{殴り/叩き/蹴り}倒した。

b.　*　太郎は、(自分で)自分を{殴り/叩き/蹴り}殺した。

しかし、ここで「何を影響動詞とするのか」という定義上の問題が生じる。本稿では、Beavers(2011)が提案するような「受影性(affectedness)」の含意階層の存在を仮定する。動詞が語彙的に指定する受影性(あるいは変化性)には階層的な差があり、(A)変化のスケール値まで指定するタイプ(例:壊す), (B)スケールを指定し、値は語用論的に含意するタイプ(例:拭く)、(C)スケールを指定しないタイプ(例:触る)に分類できると考える。別の言い方をすれば、(A)は特定の変化結果を語彙的に含意する動詞、(B)は何らかの変化結果を語用論的に含意する動詞、(C)は何らかの変化結果を含意しない無指定の動詞である。この受影性の含意階層では、例えば「殺す」は、必ず「死」という変化結果を含意するので、(A)タイプに分類される。また何らかの変化結果を語用論的に含意する「殴る」は(B)タイプ(例:「ボコボコに殴る」)、そして変化結果を含意しない「責める」タイプは(C)タイプとなる(例えば「*悲しく責める(「責めて悲しくする」の意)」は容認されない)。

一方「自分」の容認性を見てみると、(A) > (B) > (C)の受影性の含意階層に反比例している。(1)で見た「殴る」と「責める」の違いは(B)(C)に当てはまるし、(18)は変化結果を含意しない接触動詞(C)であり、(19)は(A)タイプの述語となる。つまり、直接目的語の変化結果を強く含意する述語ほど、再帰用法の「自分」が生起しにくいと言える。

この分析に基づくと、心理的行為を表す動詞が生起する、以下の例の非容認性を説明できる。

(20)　?*　太郎は、自分を{怒らせた/喜ばせた/悲しませた/絶望させた}。

これらの動詞は、対象の感情的な変化を含意する(A)タイプの動詞類である。従って「自分」が容認されにくいのである。

以上のことから、「自分」を直接目的語とする述語には「反受影性制約 (Anti-Affectedness Constraint)」と言うべき制約が課せられていることが明らかとなった。注意しなければならない点として、この反受影性制約は、竹沢(1991)が述べるような「個別の動詞にかかる制約」ではなく、述語の表す意味論的特性にかかる制約だということである。というのも、変化結果を含意する(A)タイプの動詞でも、次のように願望を表す助動詞「-たい」に埋め込まれ、変化結果の成立が未実現であれば容認可能となるからだ。

(21) a.　僕は人を殺したいとは思わない。自分を殺したいとも思わない。　(BCCWJ)

b.　[北京五輪代表の青木愛は]「自分を殴りたい」と悔し涙を流した。　(Web 検索)

従って、単純に「受影性を含意する動詞と共起できない」という動詞の意味制約があるのではなく、「目的語名詞句に対する受影性が文全体として含意される場合に「自分」が生起しにくい」というような、文解釈あるいは文が描写する事態解釈上の制約であることが分かる。

### 4.3. 「自分に」と反受影性制約

ここまで「自分を」が反受影性制約に従うことを見た。次に、間接目的語として「自分」が生起する事例 (Kemmer1993 の「間接再帰」)を考察し、当該制約が当てはまるかを検証する。以下

では、次の二つの構文パターンを考察対象とする。

(22) a.　太郎は自分にお金を振り込んだ。　b.　花子は自分にプレゼントを買った。

先行研究では、(22)のような「NP ニ NP ヲ V」の構文パターンに生起するニ格句には、統語・意味的に異なる二つのタイプが存在すると先行研究で指摘されている。すなわち、ニ格句が被影響項(affected argument)の場合は名詞句であり、被影響項でない場合は後置詞句であると分析されている(Sadakane and Koizumi 1995, Kishimoto 2001, 岸本 2013 など)。どの動詞類がどちらのタイプの項を選択するかについての分類基準は研究者によってやや異なるが、概ね「所有変化」を含意する場合に、ニ格句が被影響項であると考えられている。

ここで 4.2 節の分析を応用すれば、再帰用法の「自分」は、所有変化を含意する場合に容認不可能であり、そうでない場合には可能となると予測される。この予測は概ね正しいと思われる。例えば(23a)の授与動詞、(23b)の運搬動詞、(23c)の伝達動詞は「自分に」が容認されない。

(23) a. ＊ 太郎は自分にお金を{与えた/渡した/払った}。

b. ＊ 恵子は自分に{水をもっていった/手紙を届けた/食事を運んだ}。

c. ＊ 花子は自分に{英語を教えた/写真を見せた/大事なことを伝えた}。

(23a)の授与動詞は、「お金」に対する所有権が主語から間接目的語に移行することを含意する(岸本(2013)の用語で「所有転移動詞」)。このタイプの動詞は、着点である参与者が所有権の変化を被ることから、与格名詞句は被影響項となる(Kishimoto 2001)。従って、我々の受影性の含意階層でいう(A)タイプと見なされる。(23b)の運搬動詞も同様である。(23c)の伝達動詞についても、着点参与者に伝達内容の移行が生じるという点で、(A)タイプに属する「所有変化動詞」である。[3]

一方で、所有変化を必ずしも含意しない場合、「自分に」が生起可能である。対象の位置変化を表す設置動詞(verbs of placing)の場合(24a)に、所有権の移行は問題とならず、ニ格句は物理的な移動先、すなわち「場所」として捉えられる(Kishimoto2001:37, 脚注 1 を参照)。描写される事態は所有変化と見なされず、従って被影響項ではないため、「自分に」と共起できる。一方、(b, c)の将来の所有を表す動詞(verbs of future having)や許可動詞(verbs of permission)も、対象の所有が実現したことを含意するものではないので、「自分に」が容認可能となる。[4]

(24) a.　恵美は自分に{水をかけた/魔法の粉をふりかけた/名札をつけた}。

b.　健治は、夏までに 3kg 痩せることを自分に{誓った/約束した}。

c.　源太は、困難から逃げることを自分に許した。

以上、「自分に」の生起に関して、所有変化を含意する動詞と含意しない動詞の対比を見た。一方で、両者の間に位置づけるべき動詞も存在する。送付動詞(verbs of sending)、獲得動詞(verbs of obtaining)、作成動詞(verbs of creation)である。これらの動詞は、対象の所有権の移行を意図する行為を表すが、それによって所有権の移行が必ずしも成立する必要はない。そのため、動詞によっては「自分に」と共起可能となる。しかし、ニ格のままではやや不自然で、「へ」「宛に」「ために」のような特別な標示を必要とするものが多い。[5]

---

[3]ただし、この場合、所有転移の起点である動作主に所有権の「消失」は起こらない。むしろ「所有権の共有」と言える。

[4]日本語の場合、将来の所有を表す動詞や許可動詞は、設置動詞とは異なり、具体物を表す名詞句を目的語にとれず、抽象的な出来事や命題内容を表す名詞句や節が生起する。それゆえ、動詞が表す行為は、より心理的な事態として解釈される。この点において、これらの動詞類は設置動詞と意味的特性が異なると思われる。4 節で言及した「自分を」の事例も含め、物理的か心理的かという区別によって、述語制約がどのように違うのかを詳細に分析する必要があるが、紙幅の都合上今後の課題とする。

[5]作成動詞に関して、ニ格受益者の容認性が不安定と判断する話者もいる。そのような話者にとっては、「ために」などの形式による標示か、「V-てあげる」のような授受を表す補助動詞が必要となる(岸本 2001:145-146)。

(i)　a.　彼はメアリーに新しい家を{??建てた/建ててあげた}。

(25) a.　太郎は、自分{?に/へ/宛に/にむけて}手紙を送った。
　　太郎は、自分にメールを送った。
b.　花子は、自分?(のため)に新しい家を建てた。
　　花子は、自分(のため)にケーキを焼いた。
c.　洋子は、自分(のため) にプレゼントを買った。

この観察が示唆するのは、与格標示では所有変化の対象としての解釈が生じるが、別の形態的標示を用いることで、被影響項としての解釈を回避するということである。すなわち、これらの動詞は無標の場合(つまり特別な標識や文脈がない場合)、間接目的語への所有変化を含意する動詞だと言える。しかし、その所有変化の含意はいわば語用論的含意であり、次のようにキャンセルすることができる。従って、前節での受影性の含意階層でいう(B)タイプに相当する。

(26) a.　エミリーはリンダに手紙を送ったが、届かなかった。
b.　恵美は洋子にケーキを焼いたが、洋子は受け取らなかった。

以上から、再帰用法「自分」が間接目的語として共起する述語は、表 3 のように分類できる。

| 述語類 | 例 | 再帰用法「自分に」の生起 |
|---|---|---|
| Verbs of Giving | 渡す、提供する、手渡す、払う、贈る、与える、授ける、貸す、預ける、売る | * |
| Verbs of Carrying | もっていく、もってくる、運ぶ、届ける | * |
| Verbs of Communication | 教える、見せる、伝える、話す、示す | * |
| Verbs of Sending | 送る、撃つ、投げる、放つ | OK / ?<br>「へ」「宛てに」などが必要 |
| Verbs of Obtaining | 買う、手に入れる、得る、稼ぐ | OK / ?<br>「のために」が必要 |
| Verbs of Creation | 作る、焼く、編む、建てる、彫る | OK / ?<br>「のために」があると容認しやすい |
| Verbs of Placing | かける、ふりかける、つける、貼る | OK |
| Verbs of Future Having | 誓う、約束する、割り当てる | OK |
| Verbs of Permission | 許す、許可する | OK |

表 3　再帰用法の「自分に」と共起する述語

ここまでの議論をまとめると、「自分」を間接目的語としてとる述語も直接目的語の場合と同様に「反受影性制約」に従うということになる。

## 5. 結論

本稿では、再帰用法の「自分」と共起する述語の意味制約について、先行研究を概観した上で、意味論的観点から分析を行った。本稿で提案した内容をまとめると、次の二点に集約される。

(27) a.　人間名詞を項として選択できる動詞でなければならない。
b.　「自分」は、受影性を強く含意する述語ほど、その項位置に生起できない。

---

b.　教授は学生に就職口を{??見つけた/見つけてあげた}。

(27b)の制約は、次のような規定として書き換えられるだろう。

(28)　　再帰用法の「自分」は被影響項であってはならない。

本稿が提出した制約(27)(28)は意味的一般化に過ぎず、解決すべき課題や紙幅の都合で触れられなかった問題が未だ多く残されている。まず、「なぜ被影響項であってはならないのか」を説明する原理、原則が必要である。また、「太郎は{次郎に/*自分に}会った」「太郎は{次郎に/*自分に}ついて行った」のような事例や「*花子は自分{に/を}泣かせた」のような使役文も考察の対象に含めることができなかった。加えて、Hirose (2002, 2014)の提案する主体・自己の区別との関係や、「自分自身」「自分で自分を」との差異なども検討しなければならない。

今後は、詳細なコーパス調査やアンケート調査を実施し、記述的精度を高めながら、述語の意味制約の精緻化を進めていく。また、英語を始めとする他言語との比較を通じ、再帰代名詞の対照言語学的、類型論的分析につなげていきたい。

## 参考文献


Aikawa, Takako (1999) "Reflexives," Natsuko Tsujimura (ed.), *The Handbook of Japanese Linguistics*. pp.154-190, Blackwell, Oxford.

Beavers, John (2011) "On Affectedness," *Natural Language and Linguistic Theory* 29, pp.335-370.

Hirose, Yukio (2002) "Viewpoint and the Nature of the Japanese Reflexive *Zibun*," *Cognitive Linguistics* 13, pp.357-401.

Hirose, Yukio (2014) "The Conceptual Basis for Reflexive Constructions in Japanese," *Journal of Pragmatics* 68, pp.99-116.

Iida, Masayo (1996) *Context and Binding in Japanese*, CSLI Publications, Stanford, CA.

Kameyama, Megumi (1984) "Subjective/Logophoric Bound Anaphor *Zibun*," *CLS* 20, pp.228-238.

Kemmer, Suzanne (1993) *The Middle Voice*, Amsterdam; Philadelphia: John Benjamins.

Kishida, Maki (2011) *Reflexives in Japanese*, PhD diss., University of Maryland.

Kishimoto, Hideki (2001) "The Role of Lexical Meanings in Argument Encoding: Double Object Verbs in Japanese,"『言語研究』, pp.35-65.

岸本秀樹 (2001)「第 5 章二重目的語構文」影山太郎(編)『動詞の意味と構文』, pp.127-153, 大修館.

岸本秀樹 (2013)「日本語二重目的語動詞の所有者制約と受身化」『レキシコンフォーラム』6, pp.203-227,ひつじ書房.

Kitagawa, Yoshihisa (1986) *Subject in Japanese and English*, PhD. diss., University of Massachusetts, Amherst.

小薬哲哉 (2016)「日英語の再帰構文の受動化に関する一考察」『認知・機能言語学研究(1)』, pp.1-10.

小薬哲哉 (2017)「再帰構文における受動化の成立条件」『日本語文法』17-1, pp.20-36, くろしお出版.

久野暲 (1978)『談話の文法』, 大修館書店.

Lakoff, George (1996) "Sorry I'm Not Myself Today: the Metaphor System for Conceptualizing the Self," Gilles Fauconnier and Eve Sweetser (eds.),*Spaces, Worlds, and Grammar*, pp.91-123, University of Chicago Press, Chicago.

McCawley, Noriko Akatsuka (1972) *A Study of Japanese Reflexivization*, PhD diss., University of Illinois at Urbana-Champaign, Urbana, IL.

仁田義雄　(1982)「再帰動詞, 再帰用法–Lexico-Syntax の姿勢から」『日本語教育』47, pp.79-90.

Oshima, David Yoshikazu (2004) "*Zibun* Revisited: Empathy, Logophoricity, and Binding," *University of Washington Working Papers in Linguistics* 23, pp.175-190.

Sadakane, Kumi and Masatoshi Koizumi (1995) "On the Nature of the "Dative" Particle *Ni* in Japanese," *Linguistics* 33, pp.5-33.

竹沢幸一 (1991)「受動文、能格文、分離不可能所有構文と「ている」の解釈」仁田義雄編, 『日本語のヴォイスと他動性』, pp.59-81, くろしお出版.

Ueda, Masanobu (1984) "On a Japanese Reflexive *Zibun*: A Non-Parametrization Approach," ms., University of Massachusetts Amherst.